

答申書
(答申第6—2号)

第1 審査会の結論

審査請求人が提起した次の公文書非公開決定処分、公文書部分公開決定処分、自己情報開示決定処分、自己情報部分開示決定処分及び自己情報非開示決定処分についての審査請求は棄却されるべきである。

1	令和4年10月11日提起	令和4年8月29日付けの公文書部分公開決定処分他3件
2	令和4年10月11日提起	令和4年8月29日付けの公文書部分公開決定処分他1件
3	令和4年11月8日提起	令和4年8月29日付けの公文書非公開決定処分
4	令和4年11月21日提起	令和4年9月5日付けの自己情報開示決定処分他1件
5	令和4年12月2日提起	令和4年9月26日付けの公文書非公開決定処分他1件
6	令和4年12月20日提起	令和4年9月26日付けの公文書部分公開決定処分他2件
7	令和4年12月26日提起	令和4年12月12日付けの自己情報部分開示決定処分
8	令和5年1月24日提起	令和4年12月5日付けの公文書部分公開決定処分
9	令和5年1月24日提起	令和4年12月5日付けの自己情報非開示決定処分
10	令和5年1月31日提起	令和4年11月7日付けの公文書部分公開決定処分
11	令和5年2月2日提起	令和5年1月16日付けの公文書非公開決定処分
12	令和5年2月2日提起	令和5年1月16日付けの公文書非公開決定処分他1件

第2 事案の概要

- 1 令和4年7月4日他に、審査請求人が津幡町長に対し公文書公開請求書及び自己情報開示等請求書を提出した。
- 2 令和4年8月29日他に、上記1の公開等請求につき、津幡町長が審査請求人に対し、公文書非公開決定通知書、公文書部分公開決定通知書、自己情報開示決定通知書、自己情報部分開示決定通知書及び自己情報非開示決定通知書を通知した。
- 3 審査請求人は、上記2の決定につき、令和4年10月11日、令和4年11月8日、令和4年11月21日、令和4年12月2日、令和4年12月20日、令和4年12月26日、令和5年1月24日、令和5年1月31日及び令和5年2月2日に、津幡町長に対し処分の取消しを求める審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、公開決定に関する公文書が請求内容に対して正しく公開されていない、または、文書不存在等の理由により非公開となった文書が作成、保管若しくは保存されていて然るべき文書で当然存在すべきであるとの主張であり、速やかな公開を求める、というものである。

2 処分庁の主張

令和4年8月29日付け公文書部分公開決定他3件について、請求人が求める請求内容に相当する文書等は作成されていないため、物理的不存在である。

令和4年8月29日付け公文書部分公開決定他1件について、請求人が求める請求内容に相当する文書等は作成されていないため、物理的不存在である。

令和4年8月29日付けの公文書非公開決定について、請求人が求める区長会が作成した資料は、収受供覧を行っておらず、津幡町情報公開条例第2条に規定する公文書に該当しないため、法的不存在である。その他、公開しないと決定した文書は作成又は収受しておらず、審査請求人の求める文書は物理的不存在である。

令和4年9月5日付け自己情報開示決定他1件について、開示決定しているため、非開示もしくは文書不存在と決定した文書はなく、また、その他請求文書は委託契約に関する文書であり、契約等に関する文書の保存年限は10年と定められている。よって、請求人の請求する文書は廃棄済みのため、物理的不存在である。

令和4年9月26日付け公文書非公開決定他1件について、請求文書は委託契約に関する文書であり、契約等に関する文書の保存年限は10年と定められている。よって、請求人の請求する文書は廃棄済みのため、物理的不存在である。

令和4年9月26日付け公文書部分公開決定他2件について、請求人が求める請求内容に相当する文書等は作成されていないため、物理的不存在である。

令和4年12月12日付け自己情報部分開示決定について、請求人が求める請求内容に相当する文書等は作成されていないため、物理的不存在である。

令和4年12月5日付け公文書部分公開決定について、請求人が求める請求内容に相当する文書等は作成されていないため、物理的不存在である。

令和4年12月5日付け自己情報非開示決定について、請求文書は委託契約に関する文書であり、契約等に関する文書の保存年限は10年と定められている。よって、請求人の請求する文書は廃棄済みであり、また請求人が求める請求内容に相当する文書等は作成されていないため、物理的不存在である。

令和4年11月7日付け公文書部分公開決定について、請求人が求める区長会が作成した資料は、津幡町情報公開条例第2条に規定する公文書に該当しないため、法的不存在である。また請求人が求める請求内容に相当する文書等は作成されていないため、物理的不存在である。

令和5年1月16日付け公文書非公開決定について、請求文書は委託契約に関する文書であり、契約等に関する文書の保存年限は10年と定められている。よって、請求人の請求する文書は廃棄済みであり、また請求人が求める請求内容に相当する文書等は作成されていないため、物理的不存在である。

令和5年1月16日付け公文書非公開決定他1件について、請求人が求める請求内容に相当する文書等は作成されていないため、物理的不存在である。

第4 調査審議の経過

令和４年１０月１４日	諮問の受付
令和４年１１月１０日	諮問の受付
令和４年１１月２２日	諮問の受付
令和４年１２月５日	諮問の受付
令和４年１２月２１日	諮問の受付
令和４年１２月２７日	諮問の受付
令和５年１月２５日	諮問の受付
令和５年２月１日	諮問の受付
令和５年２月８日	諮問の受付
令和７年３月２６日	審議

第５ 審査会判断の理由

令和４年８月２９日付け津総発第４５４号公文書部分公開決定、令和４年９月５日付け津総発第４８２号公文書部分公開決定、令和４年１０月２４日付け津総発第５９３号公文書非公開決定、令和４年８月２９日付け津総発第４５３号公文書部分公開決定については、請求人の請求する文書は作成されておらず、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられないため、文書が存在しなくても不合理ではない。

令和４年８月２９日付け津総発第４５５号公文書部分公開決定、令和４年８月２９日付け津総発第４５６号自己情報部分開示決定については、請求人の請求する文書は作成されておらず、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられないため、文書が存在しなくても不合理ではない。

令和４年８月２９日付け津総発第４６０号公文書非公開決定については、請求人の請求する文書は、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられないため、文書が存在しなくても不合理ではなく、また、区長会が作成した資料は、津幡町情報公開条例第２条第２号に定める「公文書」に該当せず、非公開とするのが相当であると考えられる。

令和４年９月５日付け津総発第４８４号自己情報開示決定、令和４年９月２６日付け津総発第５３３号自己情報部分開示決定については、請求文書は開示しており、また、津幡町文書管理規程に基づく保存年限経過による廃棄済であることに特段の不適切は認められない。

令和４年９月２６日付け津総発第５３１号公文書非公開決定、令和４年１１月２１日付け津総発第６５５号公文書非公開決定については、津幡町文書管理規程に基づく保存年限経過による廃棄済であることに特段の不適切は認められず、また、請求人の請求する文書は作成されておらず、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられないため、文書が存在しなくても不合理ではない。

令和４年９月２６日付け津総発第５３２号公文書部分公開決定、令和４年１２月１２日付け津総発第７１８号公文書非公開決定、令和４年１２月１２日付け津総発第７１９号公文書非公開決定については、請求人の請求する文書は作成されておらず、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられないため、文書が存在しなくても不合理ではない。

令和４年１２月１２日付け津総発第７１７号自己情報部分開示決定については、請求人の請求する文書は作成されておらず、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられないため、文書が存在しなくても不合理ではない。

令和4年12月5日付け津総発第681号公文書部分公開決定については、請求人の請求する文書は作成されておらず、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられないため、文書が存在しなくても不合理ではない。

令和4年12月5日付け津総発第680号自己情報非開示決定については、津幡町文書管理規程に基づく保存年限経過による廃棄済であることに特段の不適切は認められず、また、請求人の請求する文書は作成されておらず、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられないため、文書が存在しなくても不合理ではない。

令和4年11月7日付け津総発第623号公文書部分公開決定については、請求人の請求する文書は、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられないため、文書が存在しなくても不合理ではなく、また、区長会が作成した資料は、津幡町情報公開条例第2条第2号に定める「公文書」に該当せず、非公開とするのが相当であると考えられる。

令和5年1月16日付け津総発第792号公文書非公開決定については、津幡町文書管理規程に基づく保存年限経過による廃棄済であることに特段の不適切は認められず、また、請求人の請求する文書は作成されておらず、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられないため、文書が存在しなくても不合理ではない。

令和5年1月16日付け津総発第794号公文書非公開決定、令和5年1月16日付け津総発第795号については、請求人の請求する文書は作成されておらず、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられないため、文書が存在しなくても不合理ではない。

第6 結論

以上のことから、津幡町情報公開条例第2条第2号に定める「公文書」には該当しないとしたものは法的不存在であり、その余については物理的不存在であることから、本件審査請求には理由がないため、請求人の主張に基づき本件処分を取り消すべきであるとは言えず、棄却されるべきである。

令和7年3月31日

津幡町行政不服審査会

会長	中村 寛二
職務代理者	横見 健太
委員	潟端 良子
委員	山本 悦子
委員	松村 紀子